

## 介護職種の技能実習指導員講習会のご案内

(平成 29 年 10 月 4 日版)

講習会は、必ず全都道府県で開催し、募集状況に応じて複数回開催する予定です。

今回は、全国に先駆けて開催する東京・大阪・福岡の 3 会場の受講申込みを受け付けます。

### 1 講習会の日程・会場

(今回募集する 3 会場の開催日程等)

地区	日程	会場	定員
東京会場	平成 29 年 10 月 29 日(日)	東京国際学園東京外語専門学校 (東京都新宿区西新宿 7-3-8)	100 名程度
大阪会場	平成 29 年 10 月 22 日(日)	大阪千代田短期大学 (大阪府河内長野市小山田町 1685)	100 名程度
福岡会場	平成 29 年 10 月 21 日(土)	パピヨン 24 (福岡市博多区千代 1-17-1)	80 名程度

※ 終日(約 7 時間)で開催しますが、詳細な時間は未定です。

※ この 3 会場以外の講習会開催日程等は、近日中にご案内させていただきます。

### 2 対象者

以下のいずれかに該当する者

- ① 技能実習制度の介護職員の技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、技能実習指導員に選任されている者(選任予定の者も含む。)
- ② その他、講習会の受講により、一定の水準の知識を習得し、理解を深めることを目的とする者

※ 定員を超えた場合、受講できない場合があります。

※ 技能実習指導員(選任予定の者も含む。)の受講を優先させていただきます。

[参考] 技能実習指導員の要件については別紙をご覧ください。

### 3 講習会の内容(予定)

以下の内容以上で実施します。

科目名	時間数	目標及び主な内容
技能実習指導員の役割	2.5	○技能実習指導員が求められる役割を担うために技能実習制度及び実習生について理解する

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能移転の意義</li> <li>・ 技能実習生の権利擁護 等</li> </ul> ○労働基準法及び関係労働法令について理解する。
移転すべき技能の理論と指導方法	1.5	○技能実習の対象とされる「介護」について理解する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必須業務、関連業務、周辺業務について 等</li> </ul> ○移転すべき技能と指導のポイントを理解する
技能実習指導の方法と展開		○技能実習計画の作成と指導方法を理解する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能実習計画と実習プログラムの作成 等</li> </ul>
技能実習指導における課題への対応	2.25	○技能実習生受入の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能実習生との向き合い方</li> <li>・ コミュニケーションの取り方の留意点</li> <li>・ 生活習慣や文化の理解</li> <li>・ 日本語学習支援について 等</li> </ul>
理解度テスト	0.75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解度テストの実施及び解説</li> </ul>
合計	7.0	

※ 全科目終了後に受講証明書の発行等により、30分程度の時間を要する場合がございます。

#### 4 受講料

無料（参加するための旅費交通費はご負担いただきます。）

#### 5 申込方法（今回募集する3会場分に限る）

公益社団法人日本介護福祉士会ホームページの特設ページからお申し込みください。

#### 6 申込期日（今回募集する3会場分に限る）

東京会場 平成29年10月26日（木）15時まで

大阪会場 平成29年10月18日（水）15時まで

福岡会場 平成29年10月18日（水）15時まで

※ 定員を超えるお申し込みがあった場合は、別途ご案内をさせていただきます。

※ 受講決定の通知又は受講できない旨の通知は、遅くとも申込期日の20時迄に、メールにて送付させていただきます。（通知は原則としてメールでの通知となりますので、入力はお間違えのないよう、お願い申し上げます。）

#### 7 その他

・ 当日は、印鑑及び本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的証明書）をお持ちください（マイナンバーカードは不可）。顔写真付き公的証明書がない方は、顔

写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書の2点をお持ちください。

- ・ 本人確認ができる書類がない場合、受講いただけません。
- ・ 受講者に対し、受講証明書を交付いたします。

#### 9 お問い合わせ

公益社団法人日本介護福祉士会ホームページの特設ページからお問い合わせください。

#### 10 公益社団法人日本介護福祉士会事務局（担当者 松下、金子）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-2-13 西勤虎の門ビル

※ お問い合わせはフォームよりお願いいたします。

※ 受講申込みの際にお送りいただきました個人情報は適切に処理し、本講習会の目的以外には使用いたしません。

「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領－介護職種の基準について－」より抜粋

## 第2 技能実習を行わせる体制に関するもの

### (1) 技能実習指導員に関するもの

#### 【関係規定】

##### 規則第12条

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当する者

ロ 過去五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

告示第2条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 技能実習指導員(規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。)のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

二 技能実習生五名につき一名以上の技能実習指導員を選任していること。

#### 解釈通知

##### 第一

二 技能実習を行わせる体制について(告示第2条)

1 技能実習指導員について(告示第2条第1号)

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であつて、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者

- 技能実習指導員は、介護等の技能等について5年以上の経験を有する者の中から、技能実習生5名につき1名以上選任している必要があります。また、そのうち1名以上は介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められる者である必要があります。

※「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領」全文は、以下のURLを参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>